



- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す路線の計画範囲及び事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 非常口、保守用車留置施設(資材搬入口)については大きさを示したものではありません。詳細については今後検討してまいります。

凡  
—  
□